

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（②食品企業者関係）
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税 25） （法人住民税、法人事業税：義（自動連動））（地方税 26）
		② 上記以外の税目	（所得税：外）（国税 26） （住民税：外（自動連動））（地方税）
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ 延長 】 【単独・主管・ 共管 】
4	内容		《現行制度の概要》 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備（1 台 60 万円以上）又は器具・備品（1 台 30 万円以上）を取得した場合に、取得価額の 30%の特別償却又は 7 %の税額控除が選択適用（税額控除は資本金 3, 000 万円以下の法人、個人事業主のみ）を認める措置。
			《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長し、令和 5 年 3 月 31 日までとする。
			《関係条項》 所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 2 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 2 租税特別措置法施行規則第 5 条の 10 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 3、第 68 条の 15 の 4 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 3、第 39 条の 45 の 4 租税特別措置法施行規則第 20 条の 8、第 22 条の 30
5	担当部局		農林水産省食料産業局企画課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 2 年 5 月～ 9 月 分析対象期間：平成 29 年度～令和 4 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 25 年度 創設 平成 27 年度 2 年間の延長 （平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 29 年度 2 年間の延長 （平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長） 令和元年度 適用要件に所要の見直しを行った上で、2 年間の延長（平成 33 年 3 月末までの適用期間の延長）
8	適用又は延長期間		令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日（2 年間）

9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業者等（食品企業者を含む。以下「中小商業・サービス業」という。）について、消費税率の引上げ及びこれによる経済情勢の悪化懸念を見据えつつ、店舗・サービスの質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化・活性化を図る。
			《政策目的の根拠》 ○ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について（平成 24 年 3 月 30 日閣議決定） ・ 中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。 ○ 消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部「消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針（中間整理の具体化）」（平成 24 年 10 月 26 日） ・ 消費税率の引上げに伴う中小企業等への影響を勘案して事務負担軽減等の支援に万全を期すため、予算編成や税制改正等において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化する。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 1 食料の安定供給の確保 《政策分野》 ① 新たな価値の創出による需要の開拓
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 消費税率の引上げ及びこれにより懸念される経済情勢の悪化に伴う中小商業・サービス業等の売上高への影響を最小限に抑えるとともに、その安定的な向上を図ることで、中小商業・サービス業等の経営の安定化・活性化に寄与する。

10

有効性等

①適用数

単位：件

	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (見込)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)
適用数	5,136	5,337	5,817	4,950	4,960	4,970

※ 平成 29 年度及び平成 30 年度は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 201 回国会報告等）による。

※ 令和元年度以降は、平成 30 年度実績を基準に、中小企業景況調査（中小企業基盤整備機構）による中小企業の設備投資動向から推計した伸び率を乗じて推計。

②適用額

単位：億円

	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (見込)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)
適用額	99	93	101	86	86	86

※ 平成 29 年度及び平成 30 年度は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 201 回国会報告等）による。

※ 令和元年度以降は、平成 30 年度実績を基準に、中小企業景況調査（中小企業基盤整備機構）による中小企業の設備投資動向から推計した伸び率を乗じて推計。

③減収額

単位：億円

	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (見込)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)
法人税	32	32	35	30	30	30
法人住民税	4.1	4.1	4.5	2.1	2.1	2.1
法人事業税	1.3	1.3	1.4	1.2	1.2	1.2

（法人税）

※ 平成 29 年度及び平成 30 年度は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 201 回国会報告等）による。

※ 令和元年度以降は、平成 30 年度の適用数を基準に、中小企業景況調査（中小企業基盤整備機構）による中小企業の設備投資動向から推計した伸び率を乗じて推計。

（法人住民税、法人事業税）

※ 法人税の減収額を基準に、所用の税率を乗じて算出。

		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小商業・サービス業の売上高DIは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、リーマン・ショック時を下回る過去最低水準となっている。本税制は売上額を下支えしており、先行きも不安定な中で、引き続き支援が必要。 (DI,ポイント) 中小企業者の売上高DIの推移 資料：中小機構「中小企業景況調査」 (注)売上高DIは、前期に比べて、売上高が「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合を引いたもの。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制の要件として、本税制措置を用いて行う設備投資と経営改善によって、年間2%以上の売上高又は営業利益の伸びが達成できると見込まれることを予め明記した上で、アドバイス機関から、経営改善に係る指導・助言を受けることとしている。これにより、事業者はより効果的な経営改善に資する設備投資を行うことができる。 なお、これまでの活用実績として、飲食サービス業における「画像識別機能付きPOSレジ」の導入によるレジ精算の効率化、接客サービスの向上や、介護業における「介護用浴槽」の導入による大幅な効率化に伴う生産性の向上等が見られる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本税制の要件として、本税制措置を用いて行う設備投資と経営改善によって、年間2%以上の売上高又は営業利益の伸びが達成できると見込まれることを予め明記した上で、アドバイス機関から、経営改善に係る指導・助言を受けることとしている。これにより、事業者はより効果的な経営改善に資する設備投資を行うことができる。 なお、これまでの活用実績として、飲食サービス業における「画像識別機能付きPOSレジ」を導入によるレジ精算の効率化、接客サービスの向上や、介護業における「介護用浴槽」の導入による大幅な効率化に伴う生産性の向上等が見られており、中小商業・サービス業等の安定化・活性化に有効な措置である。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制は、厳しい経営環境にある中で消費税率引上げの影響を受けている中小商業・サービス業等を対象としており、必要最小限の特例措置となっている。 また、設備投資に当たり、本税制措置を用いて行う設備投資と経営改善によって、年間2%以上の売上高又は営業利益の伸びが達成できると見込まれることを予め明記した上で、アドバイス機関から、経営改善に係る指導・助言を受けることを要件としてお

			り、対象設備は建物附属設備と器具・備品に限定していることから、政策目的の実現手段として有効なものとなっている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業者等が利用できる設備投資関連の他の税制としては、中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制がある。 中小企業投資促進税制は、主として機械装置等の投資促進を目的とした税制措置（商業・サービス業・農林水産業活性化税制と同様、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ））となっている。 中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合、より効果の高い税制措置（即時償却又は取得価格の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%））を利用できる税制となっている。 これらに対して、本税制は、中小商業・サービス業等の経営の安定化・活性化を目的としている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小商業・サービス業の事業者の経営の安定化・活性化等を通じて、地域経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成30年8月

商業・サービス業・農林水産業活性化税制（減収見込額・適用件数見込みの実績推計）

1. 国税減収見込額・適用件数見込み

（１）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」において、全産業で設備投資を実施した事業者の割合を平成 28 年から平成 30 年度までの割合の伸び率から 3 年分の対前年比の平均伸び率を算出。

平成 27 年度	16.5%		
平成 28 年度	16.5%	（前年比 0.0%）	
平成 29 年度	17.2%	（前年比 4.2%）	
平成 30 年度	16.6%	（前年比 -3.5%）	<u>3 年平均 0.2%</u> ・ ・ ・ <u>伸び率 1（100.2%）</u>
令和元年度	18.1%	（前年比 9.0%）	・ ・ ・ <u>伸び率 2（109.0%）</u>
令和 2 年度	15.4%	（前年比 -14.9%）	・ ・ ・ <u>伸び率 3（85.1%）</u>

※令和 2 年度は上半期までの実績をもとに算出。

（２）新型コロナウイルス感染症の影響がみられる令和元年度、令和 2 年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書の平成 30 年度中小企業経営強化税制の利用実績に（１）のそれぞれの年度の全産業で設備投資を実施した事業者の割合の伸び率（令和元年度：伸び率 2（109.0%）、令和 2 年度：伸び率 3（85.1%））を掛け、令和 3 年度以降については、伸び率 1（100.2%）を掛け、適用件数見込み及び国税減収見込額を推計。

平成 30 年度（実績）	5,337 件	32 億円	（うち特別償却：13.0 億円）
令和元年度	5,817 件	35 億円	（14.2 億円）
令和 2 年度	4,950 件	30 億円	（12.1 億円）
令和 3 年度	4,960 件	30 億円	（12.1 億円）
令和 4 年度	4,970 件	30 億円	（12.1 億円）

2. 地方税減収見込額

（億円）

	平成 29	30	令和元	2	3	4
法人住民税	4.1	4.1	4.5	2.1	2.1	2.1
法人事業税 （特別法人事業税を含む）	1.3	1.3	1.4	1.2	1.2	1.2

(1) 法人住民税の減収額の試算方法

(R1 以前) 国税減収見込額 $\times$ 0.129 (法人住民税率) = 法人住民税 (A)

(R2 以降) 国税減収見込額 $\times$ 0.07 (法人住民税率) = 法人住民税 (A)

平成 29 年度 (実績)	4.1 億円	(32 億円 $\times$ 0.129)
平成 30 年度 (実績)	4.1 億円	(32 億円 $\times$ 0.129)
令和元年度	4.5 億円	(35 億円 $\times$ 0.129)
令和 2 年度	2.1 億円	(30 億円 $\times$ 0.07)
令和 3 年度	2.1 億円	(30 億円 $\times$ 0.07)
令和 4 年度	2.1 億円	(30 億円 $\times$ 0.07)

(2) 法人事業税の減収額の試算方法

(R1 以前) 特別償却による国税減収見込額 $\times$ 0.067 (法人事業税税率) = 法人事業税の減収見込み (B)

(R2 以降) 特別償却による国税減収見込額 $\times$ 0.07 (法人事業税税率) = 法人事業税の減収見込み (B)

平成 29 年度 (実績)	0.87 億円	(13.0 億円 $\times$ 0.067)
平成 30 年度 (実績)	0.87 億円	(13.0 億円 $\times$ 0.067)
令和元年度	0.95 億円	(14.2 億円 $\times$ 0.067)
令和 2 年度	0.85 億円	(12.1 億円 $\times$ 0.07)
令和 3 年度	0.85 億円	(12.1 億円 $\times$ 0.07)
令和 4 年度	0.85 億円	(12.1 億円 $\times$ 0.07)

(R1 以前) 法人事業税の減収見込み額 $\times$ 0.432 (地方法人特別税率) = 地方法人特別税の減収見込み (C)

(R2 以降) 法人事業税の減収見込み額 $\times$ 0.37 (特別法人事業税率) = 特別法人事業税の減収見込み (C)

平成 29 年度 (実績)	0.38 億円	(0.87 億円 $\times$ 0.432)
平成 30 年度 (実績)	0.38 億円	(0.87 億円 $\times$ 0.432)
令和元年度	0.41 億円	(0.95 億円 $\times$ 0.432)
令和 2 年度	0.31 億円	(0.85 億円 $\times$ 0.37)
令和 3 年度	0.31 億円	(0.85 億円 $\times$ 0.37)
令和 4 年度	0.31 億円	(0.85 億円 $\times$ 0.37)

(A) 法人住民税 + (B) 法人事業税 + (C) 地方法人特別税・特別法人事業税 = 地方税減収見込額

(注) (2) の税率はいずれも外形外法人のみ適用される場合の税率

年度ごとの減収見込額等

1 令和元年度（見込）

【法人税】

① 適用数

$$5,337 \text{ 件（平成 30 年度実績）} \times 109.0\% \text{（伸び率 2）} = \underline{5,817 \text{ 件}}$$

② 適用額

$$93 \text{ 億円（平成 30 年度実績）} \times 109.0\% \text{（伸び率 2）} = \underline{101 \text{ 億円}}$$

③ 減収額

$$32 \text{ 億円（平成 30 年度実績）} \times 109.0\% \text{（伸び率 2）} = \underline{35 \text{ 億円}}$$

【地方税】

○法人住民税の減収額

$$35 \text{ 億円（法人税減収額）} \times 12.9\% \text{（法人住民税率）} = \underline{4.5 \text{ 億円}}$$

○法人事業税の減収額

- ・特別償却による法人税減収額

$$13 \text{ 億円（平成 30 年度実績）} \times 109.0\% \text{（伸び率 2）} = 14.2 \text{ 億円}$$

- ・法人事業税の減収額

$$14.2 \text{ 億円（特別償却による法人税減収額）} \times 6.7\% \text{（法人事業税率）} = \underline{0.95 \text{ 億円}}$$

- ・地方法人特別税の減収額

$$0.95 \text{ 億円（法人事業税の減収額）} \times 43.2\% \text{（地方法人特別税率）} = \underline{0.41 \text{ 億円}}$$

- ・合計

$$0.95 \text{ 億円（法人事業税の減収額）} + 0.41 \text{ 億円（地方法人特別税の減収額）} = \underline{1.36 \text{ 億円}}$$

2 令和2年度（見込）

【法人税】

① 適用数

$$5,817 \text{ 件（令和元年度見込）} \times 85.1\% \text{（伸び率 3）} = \underline{4,950 \text{ 件}}$$

② 適用額

$$101 \text{ 億円（令和元年度見込）} \times 85.1\% \text{（伸び率 3）} = \underline{86 \text{ 億円}}$$

③ 減収額

$$35 \text{ 億円（令和元年度見込）} \times 85.1\% \text{（伸び率 3）} = \underline{30 \text{ 億円}}$$

【地方税】

○法人住民税の減収額

$$30 \text{ 億円（法人税減収額）} \times 7\% \text{（法人住民税率）} = \underline{2.1 \text{ 億円}}$$

○法人事業税の減収額

- ・特別償却による法人税減収額

$$14.2 \text{ 億円 (令和元年度見込)} \times 85.1\% \text{ (伸び率 3)} = 12.1 \text{ 億円}$$

- ・法人事業税の減収額

$$12.1 \text{ 億円 (特別償却による法人税減収額)} \times 7\% \text{ (法人事業税率)} = \underline{0.85 \text{ 億円}}$$

- ・特別法人事業税の減収額

$$0.85 \text{ 億円 (法人事業税の減収額)} \times 37\% \text{ (特別法人事業税率)} = \underline{0.31 \text{ 億円}}$$

- ・合計

$$0.85 \text{ 億円 (法人事業税の減収額)} + 0.31 \text{ 億円 (特別法人事業税の減収額)} = \underline{1.16 \text{ 億円}}$$

3 令和3年度（見込）

【法人税】

① 適用数

$$4,950 \text{ 件 (令和2年度見込)} \times 100.2\% \text{ (伸び率 3)} = \underline{4,960 \text{ 件}}$$

② 適用額

$$86 \text{ 億円 (令和2年度見込)} \times 100.2\% \text{ (伸び率 3)} = \underline{86 \text{ 億円}}$$

③ 減収額

$$30 \text{ 億円 (令和2年度見込)} \times 100.2\% \text{ (伸び率 3)} = \underline{30 \text{ 億円}}$$

【地方税】

○法人住民税の減収額

$$30 \text{ 億円 (法人税減収額)} \times 7\% \text{ (法人住民税率)} = \underline{2.1 \text{ 億円}}$$

○法人事業税の減収額

- ・特別償却による法人税減収額

$$12.1 \text{ 億円 (令和2年度見込)} \times 100.2\% \text{ (伸び率 3)} = 12.1 \text{ 億円}$$

- ・法人事業税の減収額

$$12.1 \text{ 億円 (特別償却による法人税減収額)} \times 7\% \text{ (法人事業税率)} = \underline{0.85 \text{ 億円}}$$

- ・特別法人事業税の減収額

$$0.85 \text{ 億円 (法人事業税の減収額)} \times 37\% \text{ (特別法人事業税率)} = \underline{0.31 \text{ 億円}}$$

- ・合計

$$0.85 \text{ 億円 (法人事業税の減収額)} + 0.31 \text{ 億円 (特別法人事業税の減収額)} = \underline{1.16 \text{ 億円}}$$

4 令和4年度（見込）

【法人税】

① 適用数

$$4,960 \text{ 件 (令和3年度見込)} \times 100.2\% \text{ (伸び率 3)} = \underline{4,970 \text{ 件}}$$

② 適用額

$$86 \text{ 億円（令和 3 年度見込）} \times 100.2\% \text{（伸び率 3）} = \underline{86 \text{ 億円}}$$

③ 減収額

$$30 \text{ 億円（令和 3 年度見込）} \times 100.2\% \text{（伸び率 3）} = \underline{30 \text{ 億円}}$$

【地方税】

○法人住民税の減収額

$$30 \text{ 億円（法人税減収額）} \times 7\% \text{（法人住民税率）} = \underline{2.1 \text{ 億円}}$$

○法人事業税の減収額

- ・特別償却による法人税減収額

$$12.1 \text{ 億円（令和 3 年度見込）} \times 100.2\% \text{（伸び率 3）} = 12.1 \text{ 億円}$$

- ・法人事業税の減収額

$$12.1 \text{ 億円（特別償却による法人税減収額）} \times 7\% \text{（法人事業税率）} = \underline{0.85 \text{ 億円}}$$

- ・特別法人事業税の減収額

$$0.85 \text{ 億円（法人事業税の減収額）} \times 37\% \text{（特別法人事業税率）} = \underline{0.31 \text{ 億円}}$$

- ・合計

$$0.85 \text{ 億円（法人事業税の減収額）} + 0.31 \text{ 億円（特別法人事業税の減収額）} = \underline{1.16 \text{ 億円}}$$

以上